

入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項の遊漁料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則又は奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸1本

- 3 この漁場の区域内では、日没から日の出までの間は、遊漁してはならない。
- 4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行われなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
------	--------

あゆ	組合が定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては1月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から10月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁してはならない。

2 魚類保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁してはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
あゆ	10センチメートル
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。		1日	1,200 現2,000

特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。		1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 前条各項の規定にかかわらず、埼玉県区域において、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）	区域
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000	埼玉県の区域内

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項及び第8条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求

があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、奥多摩漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則及び奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。